

平成 29 年 1 月 27 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 白川 真 殿

SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 堀井 正孝

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額

平成 28 年 12 月 31 日現在	資本金	150 百万円
	発行する株式の総数	6,000 株
	発行済株式の総数	6,000 株

最近 5 年間における主な資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

##### ② 投資運用の意思決定機構

###### ・市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

###### ・投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される運用会議において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

###### ・運用基本方針の決定

運用会議の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される投資戦略会議において、運用基本方針が決定されます。

### ③ポートフォリオの構築

- ・運用計画書策定

投資戦略会議で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

- ・運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

- ・ポートフォリオの構築（投資運用業に限る）

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

- ・取引の執行（投資運用業に限る）

売買の執行は、投資判断を行う担当者（ファンドの主担当）と異なる担当者（同副担当者）によって行われます。

- ・投資助言の実施（投資助言・代理業に限る）

運用マネジャーは、運用計画書に基づいた投資助言を行います。

### ④運用内容の検証

- ・リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、リスク管理委員会にて実施されます。

- ・コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます（以下、運用コンプライアンス・モニタリング）。運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、コンプライアンス委員会にて報告されます。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	5	36,279
単位型株式投資信託	5	5,860
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	10	42,139

### 3. 委託会社等の経理状況

#### ① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### ② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成27年12月7日 至平成28年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、当事業年度に係る中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 國 本 望
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡 島 國 和
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年12月7日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S

BIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【財務諸表等】

① 【貸借対照表】

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	277,607	未払金	4,601
未収入金	5,714	未払法人税等	190
繰延税金資産	35	未払費用	359
流動資産計	283,357	預り源泉税	281
固定資産		流動負債計	5,433
有形固定資産		固定負債	
建物	※1 845	繰延税金負債	150
有形固定資産計	845	資産除去債務	596
投資その他の資産		固定負債計	746
差入保証金	4,322	負債合計	6,180
投資その他の資産計	4,322	<b>【純資産の部】</b>	
固定資産計	5,168	株主資本	
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	△ 17,653
		その他利益剰余金	△ 17,653
		繰越利益剰余金	△ 17,653
		純資産合計	282,346
資産合計	288,526	負債及び純資産合計	288,526

## ② 【損益計算書】

自 平成 27 年 12 月 7 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科目	金額	
一般管理費		
役員報酬	2,000	
従業員給与	8,108	
法定福利費	689	
福利厚生費	181	
確定拠出年金費用	134	
派遣社員費	256	
募集費	5,650	
業務委託費	1,612	
賃借料	646	
修繕維持費	202	
減価償却費	23	
租税公課	1,495	
什器備品費	1,068	
支払報酬	142	
資産除去債務利息費用	1	
諸経費	158	
一般管理費計		22,370
営業損失		22,370
営業外収益		
受取利息	5	
営業外収益計		5
営業外費用		
雑損失	814	
営業外費用計		814
経常損失		23,180
税引前当期純損失		23,180
法人税、住民税及び事業税	△5,641	
法人税等調整額	114	
法人税等合計		△5,526
当期純損失		17,653



③ 【株主資本等変動計算書】

自平成27年12月7日至平成28年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 資 合 益 金 計	主 本 計	
		資 準 備	本 金 剰 余 合 計	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 合 計			
会 社 成 立 日 残 高	150,000	150,000	150,000	—	—	300,000	300,000	
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失				△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	
当 期 変 動 額	—	—	—	△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 17,653	△ 17,653	282,346	282,346	

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

SBIホールディングス株式会社を親会社として連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	23千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,000株	—	—	6,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収入金は、親会社に対するものであり、連結納税制度に関連して計上される短期の債権であることから、リスクは僅少であります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	277,607	277,607	—
(2) 未収入金	5,714	5,714	—
(3) 差入保証金	4,322	4,210	112
資産計	287,645	287,532	112
(1) 未払金	4,601	4,601	—
負債計	4,601	4,601	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は返還時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(自平成27年12月7日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金及び預金	277,607	—
(2) 未収入金	5,714	—
(3) 差入保証金	—	4,322
合計	283,321	4,322

(退職給付関係)

当事業年度(自平成27年12月7日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付金制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度(自平成27年12月7日 至 平成28年3月31日)134千円であります。

(税効果会計関係)

当事業年度 平成28年3月31日現在	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,381千円
その他	265千円
繰延税金資産小計	1,647千円
評価性引当額	△1,583千円
繰延税金資産合計	63千円
繰延税金負債	
建物	178千円
繰延税金負債小計	178千円
繰延税金資産(負債)の純額	△114千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.603%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 平成28年3月31日現在	
会社成立日残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	595千円
時の経過による調整額	1千円
期末残高	596千円

(セグメント情報)

当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

当事業年度(自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルア セットマネジメント 株式会社	東京都港区	100	資産運用サ ービス事業 の統括・運営	(被所有) 直接 100.00%	株式の引受	設立出資	300,000	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の親会社	SBIホールディ ング株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保 有を通じた 企業グルー プの統括・運 営等	(被所有) 間接 100.00%	役員の兼務 従業員の出向元	連結法人 税個別帰 属額の受 払	—	未収 入金	5,714
							保証金の 差入	4,322	差入保 証金	4,322

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
兄弟 会社	SBIアセットマ ネジメント株式 会社	東京都港区	400	投資運用業 及び投資助 言業	—	人件費等の立替	人件費等 の立替	12,851	未払金	2,701

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	当事業年度 自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日
1株当たり純資産額	47,057円68銭
1株当たり当期純損失	2,942円31銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日
当期純損失(千円)	17,653
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	17,653
期中平均株式数(株)	6,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月16日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 健介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【中間財務諸表等】

①【中間貸借対照表】

当中間会計期間末  
平成28年9月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金・預金	224,219	未払金	18,605
前払費用	399	未払手数料	3,265
未収委託者報酬	24,067	その他未払金	15,340
未収運用受託報酬	13,277	未払法人税等	567
未収消費税等	1,218	未払費用	21,215
立替金	1,379	預り金	597
		流動負債計	40,985
		固定負債	
流動資産計	264,561	繰延税金負債	447
固定資産		資産除去債務	1,478
有形固定資産		固定負債計	1,925
建物	※1 4,585	負債合計	42,910
有形固定資産計	4,585	(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	4,303	資本金	150,000
商標権	305	資本剰余金	150,000
無形固定資産計	4,609	資本準備金	150,000
投資その他の資産		利益剰余金	△ 59,178
長期差入保証金	9,976	その他利益剰余金	△ 59,178
投資その他の資産計	9,976	繰越利益剰余金	△ 59,178
固定資産計	19,171	純資産合計	240,821
資産合計	283,732	負債・純資産合計	283,732

## ②【中間損益計算書】

当中間会計期間

自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		
委託者報酬	22,284	
運用受託報酬	12,293	
営業収益計		34,578
営業費用		
支払手数料	3,023	
広告宣伝費	1,666	
委託調査費	19,620	
協会費	6,585	
委託計算費	5,317	
営業費用計		36,213
一般管理費		
給料	21,766	
役員報酬	12,000	
給与・手当	9,676	
賞与	90	
法定福利費	2,152	
福利厚生費	309	
退職給付費用	652	
派遣社員費	1,322	
募集費	600	
業務委託費	3,116	
不動産賃借料	2,363	
修繕維持費	690	
固定資産減価償却費	※1 369	
租税公課	847	
什器備品費	328	
支払報酬	2,848	
資産除去債務利息費用	0	
諸経費	1,799	
一般管理費計		39,167
営業損失		40,802
営業外収益		
受取利息	2	
営業外収益計		2
経常損失		40,800
特別損失		
固定資産除却損	246	
特別損失合計		246
税引前中間純損失		41,046
法人税、住民税及び事業税		145
法人税等調整額		332
中間純損失		41,524

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間

自平成28年4月1日至平成28年9月30日

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 資 合 計	主 本 計	
		資 準 備	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 17,653	△ 17,653	282,346	282,346	
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 損 失				△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	
当 中 間 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 59,178	△ 59,178	240,821	240,821	

## 【重要な会計方針】

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法によっております。(ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。)

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

### 2. 引当金の計上

#### 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当中間会計期間末における貸倒引当金の計上はございません。

### 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。

#### ② 連結納税制度の適用

SBIホールディングス株式会社を親会社として連結納税制度を適用しておりましたが、平成28年4月7日に連結完全支配関係がなくなり、制度の適用外となりました。

## 【会計方針の変更】

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)」を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額は軽微であります。

## 【追加情報】

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	37千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
※1 減価償却費実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	51千円
無形固定資産	317千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000株	—	—	6,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	224,219	224,219	—
(2) 未収委託者報酬	24,067	24,067	—
(3) 未収運用受託報酬	13,277	13,277	—
資産計	261,563	261,563	—
(1) 未払手数料	3,265	3,265	—
(2) その他未払金	15,340	15,340	—
(3) 未払費用	21,215	21,215	—
負債計	39,820	39,820	—

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

① サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
S B I 生命保険株式会社	10,994千円	投資運用業



(1株当たり情報)

	当中間会計期間 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり純資産額	40,136円93銭
1株当たり中間純損失金額	6,920円75銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日
中間純損失金額(千円)	41,524
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	41,524
期中平均株式数(株)	6,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成29年 1月27日  
作成基準日 平成28年12月16日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号  
お問い合わせ先 業務管理部